



浦河商工会議所の



# News letter



05

2022  
11-12

News

「浦河商工会議所のニュースレター」は町内で活用できる支援制度やセミナー情報、各種申告のスケジュールなどを2か月に1度お届けしています。詳細情報はWEB(うらかわ商いポータルサイト)でもご確認いただけます。

topics

## 令和4年度新規創業セミナーを開催します!

浦河商工会議所では令和4年度新規創業セミナーを開催します。

制度をフル活用するためにも新規創業を検討されている方は、お早めにご相談ください。  
既に事業を行っている皆様にも役立つ内容になりますので、ぜひご参加ください。

### 令和4年度開催 スケジュール

- |                        |                                    |
|------------------------|------------------------------------|
| 1月18日(水) 労務・社会保険関係について | 2月8日(水) 創業時の諸手続き・補助金活用の考え方について     |
| 1月25日(水) 資金繰り関係について    | 2月15日(水) Google ビジネスプロフィールの活用について。 |
| 1月31日(火) 創業後の問題点等について  |                                    |

各会、事前にお申込みください。

セミナー受講後の創業には特典があります。

新規創業セミナーは浦河町の「特定創業支援事業」の一環として実施しています。  
「特定創業支援事業」を修了すると、本人の申請により浦河町から「証明書」を発行します。  
証明書を活用して、以下の優遇を受けることができます。

- (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置  
創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)を設立する場合には、登録免許税の軽減を受けることが可能です。
- (2) 創業関連保証の特例  
無担保・第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から使用することができます。
- (3) 日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件充足
- (4) 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ



## 商工会議所で疑問を解決事例

浦河商工会議所がサポートした相談内容についてご紹介します。  
今回はインボイス制度対策セミナー開催についてのご報告です。

こんなご相談がありました

### インボイス制度対策セミナーを開催しました。

中島税理士・行政書士事務所所長・中島祥貴氏を講師にお迎えして、セミナーを開催しました。新型コロナの影響もあり、中島先生にはリモートでご講演いただきました。会場18名、オンライン6名の方がご参加くださいました。

2023年10月から開始予定のインボイス制度について、経営や経

理業務に与える具体的な影響について、わかりやすくお話いただきました。インボイス制度は課税事業者・免税事業者ともに多大な影響があります。浦河商工会議所でも、情報提供や専門家派遣制度のご案内など事業者の皆様のサポートをしております。



## インボイス制度説明会

浦河税務署によるインボイス制度説明会が開催されています。

令和5年1月19日(木)

令和5年3月28日(火)

会場 浦河税務署

時間 13時30分～14時30分

要事前予約:0146-222-4132



シーズンのお知らせ

## 支援制度の手続き忘れてませんか？

各支援制度の詳細は  
うらかわ商いポータルサイトをご覧ください

### 【支援金】運送事業者臨時支援金

安定的な物流の維持・確保に向けて、燃料価格高騰などの影響により、厳しい経営状況に置かれているトラック運送事業者に対し、事業継続に向けた臨時交付金です。

受付窓口：公益社団法人 北海道トラック協会

申請締切：令和5年1月31日(火)

### 【補助金】小規模事業者持続化補助金(11回公募)

販路開拓の取組に幅広く活用できる補助金です。申請にあたっては商工会議所のサポートが必要なので、ご相談ください。

申請締切：令和5年2月20日(月)



## 1月以降、納税等の総務スケジュール

税務

1月20日(金)まで

源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は源泉徴収税額を納付(税務署)

税務

1月31日(土)まで

支払調書(法定調書)と合計票の提出(税務署)

税務

1月31日(土)まで

給与支払報告書の提出(市区町村)

税務

1月31日(土)まで

償却資産に関する申告書の提出(市区町村)

労務

1月31日(土)まで

労働保険料第3期分の納付(社労士・委託事務組合⇒労働局)